



収入印紙
200円

飲料自動販売機（災害救援ベンダー）設置運營業務（A）～（F）

契約書

公益財団法人堺市公園協会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に自動販売機（以下「自販機」という。）の設置に関し、下記の条項により契約を締結する。

- 第1条 甲は乙に対し、本契約書に基づき、自販機を設置し飲料水等の販売を行うことを承認する。
- 第2条 甲及び乙は、契約書記載事項に関し、この契約書等に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。
- 2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 3 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 第3条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 第4条 甲は乙に対し、甲の指定の場所に甲の指定の様式の自販機の設置を認めるものとし、災害時には堺市の定めた危機事象による避難指示が解除されるまで自販機への商品補充を行い無償で提供するものとする。
- 第5条 乙は、都市公園法、堺市公園条例等、関係法令を順守し、防火、衛生、安全その他甲の指示する事項を厳守し、甲乙お互いの秩序維持に協力し、良好な商品の販売管理等に努めるものとする。
- 第6条 乙が自販機で販売する商品、販売価格は販売小売価格を上限とする。ただし、諸物価の騰落により、やむを得ず価格改定をする場合は、事前に乙は甲と協議するものとする。
- 第7条 甲は、火災、盗難等による自販機の損害は負担しない。
- 第8条 自販機の設置、撤去並びに内容商品の補充、機器メンテナンス、売上金の回収、故障修理等自販機に関する業務の一切は乙が責任をもって行うものとする。また、自販機移設の協議のある場合に要する移設費用は乙が負担するものとする。
- 2 乙は自販機設置に伴い発生する空き缶、空きペットボトルを回収するための甲が指定する様式の回収ボックスを設置し、乙の責任において処理するものとする。自販機周辺の美化に努め清潔に保つこと。
- 第9条 次の事項が発生したときは契約の途中であっても甲は乙と協議の上、契約を解除することができる。
- (1) 乙が甲の信用を著しく害したとき。
- (2) 自販機による売上が著しく低いとき。
- (3) 甲が自販機の場所を必要としたとき。

- (4) 本契約に関して乙又は乙の従業員に、不正又は不当な行為があったとき。
- (5) 業務履行上の過失、不手際が度重なったとき。
- (6) 契約の履行に当たり、甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

第10条 乙は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、合併等を原因とする承継、業務の一部について相当の理由があり、あらかじめ甲の承認を受けたものについては、この限りでない。

第11条 前条ただし書きの規定により業務の一部について再委託する場合、乙は、あらかじめ甲と協議し、甲の同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「再委託先」という。）の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他甲が必要とする事項を、書面をもって甲に届け出なければならない。

2 乙が前項の規定により、業務の一部を再委託するときは、次のとおりとする。

(1) 乙は、堺市公園協会契約実施細則に基づく指名停止等の取扱いにより、入札参加停止を受けた者、また、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）第2条第1項の規定による入札参加停止を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第18条第1項第8号に該当する者を再委託先としてはならない。

(2) 乙は、再委託先の行為の全てについて責任を負うものとする。

3 乙は、第1項の規定により業務の一部を再委託したとき並びに乙及び再委託先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたときの相手方（以下「再委託先等」という。）が堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴取し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

4 乙が第1項の規定による届出を経ずに再委託した場合、入札参加停止者を再委託先とした場合又は入札参加除外者若しくは第18条第1項第8号に該当する者を再委託先等とした場合は、乙に対して、当該再委託先等との契約の解除を求めることができる。この場合において、当該契約が解除された場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

第12条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 乙は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

3 甲は、乙が甲に対し、前2項に規定する報告をしなかったときは、堺市暴排条例

に基づき、堺市に報告することができる。

- 4 甲は、乙又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、乙が第1項の規定による報告及び届出又は第2項の規定による報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

第13条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する職員(以下「監督員」という。)を定めたときは、その氏名を乙に報告しなければならない。監督員を変更したときもまた同様とする。

- 2 監督員は、この契約の他の条項に定める職務を行う権限のほか、次に掲げる行為を行う権限を有する。

- (1) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督
- (2) 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾及び協議
- (3) 契約書類に基づき受注者が作成した書類の承諾
- (4) 契約書類の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答

第14条 乙は、業務を履行するに当たっては、業務責任者を定め、その氏名等を甲に報告するものとする。業務責任者を変更したときも、また同様とする。

- 2 業務責任者は、この業務の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、契約金額(単価契約にあっては契約単価)の変更、履行期間の変更、契約代金の支払の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

第15条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、又は業務の履行を中止させることができる。この場合において、契約金額(単価契約にあっては契約単価)又は契約内容を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

- 2 乙は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により、業務が履行できなくなったときは、直ちに甲にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

甲は、堺市公園協会契約実施細則第49条に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (2) 本契約に関して乙又は業務に従事する者若しくは第11条に規定する業務責任者に、不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 業務履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、甲の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
- (5) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算のいずれかの申立てがあったとき又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
- (6) 第6条第4項の規定により、甲から再委託先等との契約の解除を求められた場合において、これに従わなかったとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(8) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

第16条 乙は、甲がこの契約に違反し、業務を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、甲に対してその賠償を請求することができる。

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

第18条 乙について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに甲に届け出なければならない。

第19条 乙は、この契約に関し、業務上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

第20条 この契約に関し紛争が生じた場合は、甲と乙との協議により解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により、その紛争の解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲と乙とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲と乙とで折半し、その他のものは甲と乙とでそれぞれが負担する。

3 前2項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、前2項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、その紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

4 甲は、乙が第1項の規定による届出を経ずに再委託した場合、入札参加停止者を再委託先とした場合又は入札参加除外者若しくは第18条第1項第8号に該当する者を再委託先等とした場合は、乙に対して、当該再委託先等との契約の解除を求めることができる。この場合において、当該契約が解除された場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

第21条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその業務仕様又は履行方法を指定した場合において、契約書類に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第22条 乙は、契約期間満了の場合にあつてはその満了の日までに、自販機設置場所の原状回復をしなければならない。この契約が解除された場合にあつても甲の指定する期日までに、乙の負担で直ちに原状回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、原状に復し、乙からその費用を徴収す

ることができる。

3 乙は、第1項本文に規定する日までに原状に復さないときは、同項ただし書の規定による場合を除き、同項本文に規定する日の翌日から甲が原状に復した日までの損害金を甲に支払わなければならない。

第23条 甲はいかなる理由があっても、自販機が乙の所有である以上第三者にこの権利を譲渡することはできない。また、乙は自販機の設置権利に関しても第三者に譲渡することはできない。

第24条 乙は、補充する商品については、衛生関係諸法規に適合するものであると同時に規格、品質、量目等についても、常に基準に違反なきよう管理するものとする。また、各保健所による所定の許可証が必要な場合は、乙の実費負担により、許可を受けるものとする。

第25条 乙が自販機にて提供した飲料水等に起因する中毒、伝染病が発生したことが明らかになったときは、その第三者に与えた損害については、乙が一切の賠償責任を負うものとする。

第26条 乙は甲に対して、自販機の賃貸料の請求は一切しない。また、電気代の徴収については、甲乙協議の上決定するものとする。なお、各自販機に電気メーターの設置を乙の負担とするものとし、契約期間中の電気メーターの故障等についても乙の負担とする。

第27条 乙は第1条により設置の自販機設置による毎月の販売総売上額（消費税別）の〇〇%（販売手数料 消費税別）を毎月末締めをもって集計し、これを翌月の20日までに銀行振込で甲に支払うとともに報告すること。また、堺市都市緑化基金に年間（令和2年度は6月1日から翌年3月31日までの期間）の販売総売上額の2%を年1回4月末日までに甲の指定する金融機関へ振込すること。また、各自販機の電気メーターの使用電力量を毎月10日までに報告すること。

第28条 この契約期間は、令和2年6月1日より令和3年3月31日までとし、期間満了3ヶ月前に甲乙協議の上、更新について取り決めるものとする。ただし、期間満了3ヶ月前までに甲又は乙より変更若しくは解除の申し出がない場合は、更に1年間同一内容でこれを延長するものとするが当初の設置期間から4年10箇月を超えることができない。

第29条 この契約書に定めない事項については、甲乙誠意をもって協議し決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し甲、乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 堺市堺区東上野芝町1丁4番地3
公益財団法人堺市公園協会
理事長

(乙)

1. 販売手数料の振込先及び支払条件

振込先銀行	三菱UFJ銀行・堺支店
口座番号	普通預金・NO. 139044
口座名義	(ザイ) サカイシコウエンキョウカイ リジチョウ
支払周期	1ヶ月 (月末締め)
支払期日	翌月の20日まで

2. 堺市都市緑化基金の納付. 払込先及び支払条件

振込先銀行	堺市指定金融機関
口座番号	堺市都市緑化基金指定寄付金
口座名義	堺市
支払周期	10ヶ月 (初年度) 12ヶ月 (年度末締め)
支払期日	4月末日まで